

須賀川市文化センターのネーミングライツ契約の締結について

須賀川信用金庫(理事長 伊藤 平男)は、須賀川市と須賀川市文化センターの愛称に係るネーミングライツ契約を令和 8 年 3 月 2 日に下記のとおり締結しましたのでお知らせいたします。

本契約により、同施設は「須賀川しんきん文化センター」の愛称で呼ばれることとなり、ネーミングライツ料につきましては同施設の維持運営のほか、市民サービスの向上と地域経済の活性化のために有効に活用されます。

今後も当金庫は地域社会発展のため、さまざまな貢献活動に取り組んでまいります。

記

ネーミングライツ契約について

対象施設	須賀川市文化センター
愛称	須賀川しんきん文化センター
所在地	福島県須賀川市牛袋町 11 番地
契約期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日(5 年間)



須賀川市・大寺正晃市長(左側)と
須賀川信用金庫理事長・伊藤平男(右側)

